

高校生の冬山・春山登山における安全確保指針の検討について

スポーツ課

1 「高校生の冬山・春山登山における安全確保指針検討委員会」の設置

(1) 目的

平成 29 年 3 月に栃木県那須町で発生した高校生の登山講習会中の雪崩事故を受け、本県における高校生の冬山・春山登山の安全確保のための指針を検討するため、「高校生の冬山・春山登山における安全確保指針検討委員会」を設置する。

(2) 主な検討事項

- ア 本指針の対象とする登山活動の定義（冬山・春山の定義 等）
- イ 事前の準備段階での留意点（必要な装備品、事故発生時対応 等）
- ウ 活動当日の留意点（当日の確認ポイント 等）
- エ 引率者の知識や技術習得対策

(3) 委員名簿（敬称略） 8名

| 分野 | 氏名 | 所属 |
|----------|--------|---|
| 学識経験者 | 鈴木 啓助 | 信州大学理学部教授 |
| 山岳医療関係 | 木野田 文也 | 日本登山医学会認定国内山岳医 (信州大学学術研究院医学系医学部医員) |
| 山岳遭難防止関係 | 清水 正道 | 戸隠地区山岳遭難防止対策協会救助隊長 (長野県山岳遭難防止対策協会推薦) |
| 山岳登山関係 | 唐木 眞澄 | 長野県山岳協会長 |
| 登山教育研修機関 | 大西 浩 | 国立登山研修所専門調査委員 (大町岳陽高等学校教諭) |
| | 今滝 郁夫 | 長野県山岳総合センター所長 |
| 教育関係 | 荒木 博明 | 長野南高等学校長 (長野県高等学校長会推薦) |
| | 池迫 一行 | 長野県高等学校体育連盟登山専門部専門委員長 (赤穂高等学校教諭) |

※任期：検討結果の報告書が提出されるまでの間。

2 検討スケジュール

(1) 検討委員会の開催予定

平成 29 年 7 月から検討を始め、9 月を目途に検討結果の報告書を提出。

(2) 報告書提出後の予定

報告書の内容を踏まえ、県教育委員会として安全確保指針を策定し、県内の高等学校等に周知。

「高校生の冬山・春山登山における安全確保指針検討委員会」設置要綱

(趣旨)

第1 平成29年3月に栃木県那須町で発生した高校生の登山講習会中の雪崩事故を受け、本県における高校生の冬山・春山登山の安全確保のための指針を検討するため、「高校生の冬山・春山登山における安全確保指針検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 事前準備及び活動当日における安全確保のための留意点等に関すること。
- (2) その他安全確保のために検討が必要な事項に関すること。

(組織)

第3 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 山岳医療関係 1人
- (3) 山岳遭難防止関係 1人
- (4) 山岳登山関係 1人
- (5) 登山教育関係機関 2人
- (6) 教育関係 2人

(任期)

第4 委員の任期は、就任の日から第7に規定する報告書が提出されるまでの期間とする。

(委員長)

第5 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6 会議は、委員長が招集する。ただし、初回の会議は教育委員会が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、会議の議事を主宰する。
- 3 委員長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 4 会議は原則公開するものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員会に諮り非公開で行うことができるものとする。

(報告)

第7 委員会は、第2による検討を終えたときは報告書を作成し、教育委員会に提出するものとする。

(事務局)

第8 委員会の庶務は、教育委員会事務局スポーツ課が担当する。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月9日から施行する。